

## 第116回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年8月4日（金）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、樋 浩一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

江川 章、小松 知未

【審議協力者（有識者）】

小池 芳明（公益社団法人日本農業法人協会総務政策課政策担当課長）

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：坂井室長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。

それでは定刻となりましたので、ただ今から第116回産業統計部会を開催いたします。部会長の川崎です。本日も皆様、どうぞよろしくお願いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、今回も御参加いただきまして、ありがとうございます。本日も会議室には、農林水産省、総務省、それから統計委員会担当室、私自身がおりまして、あと委員の方々は基本的にウェブ参加ということになっております。滝澤専門委員は今日御欠席です。

本日も、多くの方々がウェブで参加いただいておりますので、ネットワークの状況で、もし途中、声が聞きづらいとか不具合がありましたら、すぐ声を上げていただくようお願いいたします。

本日の議題は前回に引き続きまして、「農林業センサスの変更について」です。これま

皆様には大変熱心にいろいろな角度からお考えいただきまして、ありがとうございました。今日は4回目、最終回の部会ということになりますので、できるだけ効率的に進めて、まとめていきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

これまでの部会の審議事項としましては、大体一通りの審議を終えておりますが、前回、農林業経営体調査の調査事項の一部について再整理を求めておりました。

そこで、今日の部会は二部構成としまして、まず、前半で再整理事項について議論をしていくということにしたいと思っております。そして後半で、4回にわたる部会審議の取りまとめとして、答申案の議論をお願いしたいと思っております。具体的な審議に入ります前に、進め方について幾つかお知らせをさせていただきます。

まず、前半の再整理事項の審議について申し上げますが、前回の部会終了後に、農林水産省に回答案を作成していただきまして、それを事前に委員の皆様にお送りして、更なる御意見があれば出していただくということにしておりました。その結果、宇南山臨時委員、小松専門委員から追加の御意見、御質問をいただきました。いずれも「農作業に従事しない世帯員」と「世帯主との続柄」に関するものでした。

そこで、再整理事項の審議は大きく2つに分けまして、最初に、「農作業に従事しない世帯員」、それから「世帯主との続柄」以外の事項を審議させていただきます。

その上で、追加で御意見のありました「農作業に従事しない世帯員」と「世帯主との続柄」について議論していただくというふうにしたいと思っております。この部分については、把握を取りやめるといふ計画に対して、把握を継続すべきではないかという御意見などもありましたので、かなりいろいろな議論もあろうかと思っておりますので、後ろに回すということです。これらにつきましては、議論を効率的に進めるために、いただいた御意見に対して、一問一答で質疑応答していくのではなくて、全体をまとめて御説明いただいて、その上で質疑応答するという形にしたいと思っております。それが前半の部分です。

それから、後半、第2部の部分ですが、これは答申案の審議ということになります。これにつきましては、私の方であらかじめ事務局と相談して、前回までの審議結果を文章化した案を資料としております。その内容は、事前に御覧いただいているかと思っておりますが、順に確認してまいりたいと思っております。

本日結論を出します再整理事項に関する部分については、この答申案の中には含まれておりません。ですので、本日は、答申に追加する内容について、そのイメージを概略口頭で申し上げて、まとめていきたいと思っております。その部分につきましては、御意見をいただいて答申案に反映し、部会後に皆様に御確認をいただくというふうに考えています。

以上が、本日の進め方として想定しているものです。

毎回審議時間がかなり長時間化しておりますが、本日も限られた時間ですが、皆様に御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、いつもながら12時までの予定ということで、できるだけその範囲内で収めたいと思っておりますが、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。その場合は、御予定のある方は御退席いただいても結構です。

それでは、前置きが長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

まず、第1部の個別の事項について審議させていただきたいと思います。比較的大きな議論がなかった事項から先に進めさせていただきたいと思います。

これまでの部会では、事務局の方から質問事項について全体説明をしてから農林水産省に回答していただいておりますが、本日は時間も限られております。資料は事前に御確認いただいていると思いますので、事務局からの説明を省略して、農林水産省からの御説明をお願いしたいと思います。説明していただく資料は、今、画面に表示されておりますが、資料2です。これについて御説明をお願いしたいと思います。

それでは、早速、よろしくお願いたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明いたします。

資料2の1-1、調査票4ページ、【3】の1で、「農作業」と書くか、「農業」と書くかについてでございます。農業経営は農業本体と付随する農業生産に関連する事業の2つから成りますが、政策への利用上、その2つを分離したデータを把握する必要があります。

さらに農業の労働力は、農作業の労働と管理労働に大別できますが、農業には農業生産関連事業が含まれていないことを明確化したいと考えておりますので、委員の方からは違和感があるとの指摘がございましたが、ここはあえて「農作業（管理労働を含む）」と表記させていただきたいと考えております。そして、下に示す図のとおり、農業生産関連事業を含めないことについてもしっかりと明記していきたいと思っております。

次に、2ページ目、1-2、調査票12ページの下【8】の3、「観光農園等における農作業の扱い」についてでございます。農林業センサスは産業統計として農林業の構造を把握するために行っており、日本標準産業分類の農業のうち耕種農業、畜産農業、農業サービス業を対象としております。

下の図にイチゴの観光農園の例を示させていただきましたが、自営農業は農畜産物の生産に係る農作業を対象とし、農作業の一部を消費者に体験させるような農業生産関連事業を行う経営体であっても、自営農業自体の本質に変化はありません。この2つを分けたデータが政策への利用上、必要でありますので、データの継続性からも、引き続き同様に把握することといたします。

2番は飛ばしまして、5ページ目の3でございます。同じく先ほどの12ページの【8】の3、農業生産関連事業の従事日数について、延べ人日で引き続き把握すべきではないかとの意見についてです。

農作業と農業生産関連事業の関係は1-2で回答したとおりですが、例えば、農作物の生産に係る作業と観光農園の受付や案内に従事した人は、従事日数を計算するために、1日の作業時間を農作業と農業生産関連事業に分けて計算する必要があります。記入者負担が大きくなるものと考えております。このため、農業生産関連事業については、人数を合計で把握することといたしまして、従事したか否かで容易に回答していただけるようにしております。

なお、延べ人日の把握を取りやめることについては、農林水産省内でも担当部署ともしっかりと議論しておりますし、研究会にも提案しましたが、引き続き把握すべきとの意見は出されておりました。

次に、6ページ目、調査票ですと14ページ目の【9】の3、「データ活用」への設問についての御指摘でございます。

本設問については、農業経営のデータ活用を把握し、成長戦略等において設定している2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践するとのKPIの達成の評価をするために活用されるものです。

農林水産省では、データ活用の推進に向けて、農家のデータ活用を支援する農業支援サービス事業体の育成などを進めておりまして、経営体自身はデータを取得していないものの、データを活用した農作業委託等の外部サービスの利用や、普及指導員や営農指導員などからデータに基づく指導を受ける取組も増えてきている状況でございます。

こうしたことから選択肢を追加するとともに、より正確性を期すため選択肢及び注釈を詳細に記載したところです。前回の御指摘を踏まえて、改めて省内の担当部署等に統計委員会で指摘を受けたことを伝え、相談して文字数を少し少なくしております。選択肢のそれぞれの違いが分かりやすくなるよう下線を引いております。

下の図を御覧いただきますと、一番上がまずデータを見て、その次がデータを記録して、その下がその記録したデータを分析してと、4はもっと先でデータ分析のサービスとかサポートを利用していることとなり、これによりデータ活用の深度が分かる仕組みになっております。

なお、設問の変遷については、7ページの別紙のとおりでございます。

次に、8ページに参りまして、5番、調査票で言いますと10ページ、【6】及び17ページ、【13】の農産物／林産物の販売金額の注書きについてでございます。

こちらにつきましては、御指摘を踏まえ、下に示す図のとおり、注釈を追記したいと考えております。

次に、9ページ、調査票10ページ、【6】の4及び12ページ、【8】の2の販売金額を輸出金額に置き換えた方が設問の趣旨が正しく伝わるのではないかと御指摘についてでございます。

この設問は、まず、販売金額すなわち経営体が事業者等に販売した金額を把握しているかを伺い、把握している場合は、総販売金額に占める輸出向けの金額割合を伺うことでしたが、御指摘を踏まえまして、混乱を避けるため、文言を以下に示すとおり修正したいと考えております。

経営体段階では自らが輸出を行っていない場合もございまして、輸出時の価格を把握することは通常困難でございますので、「輸出金額」との表現は使わないものとさせていただきます。重要な箇所には赤線を引いて分かりやすくしております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

ということで、資料2の中で、先ほどお話ししたように「2 個人経営体の世帯員の情報把握」というところを除いて御説明をいただいたということになります。これらにつきましては、かなりの部分、再検討されまして、何らかの対応をされるとか、そういうことが出ておりますが、順番に一つ一つ確認をさせていただきながら進めていきたいと思いま

す。

まず、資料2の1-1、「農作業」と「農業」というところですが、今の御説明のように、あえて「農作業（管理労働を含む。）」という表記を用いたいということでありました。そのようなことで、できるだけ分かりやすく記述していこうということのようですが、この点につきまして、このような対応でよろしいでしょうか。特に御意見ある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 御説明ありがとうございました。

私はこの部分を中心に質問して、再質問でもメールでも問合せをさせていただきました。御説明を聞いて、まず、農林業経営体調査の農業自体に農業と農業生産関連事業が含まれていて、さらに農業が農作業と管理労働で構成されているとのことでした。しかし、この質問項目については、1-1の資料の中で、農業に農業生産関連事業は含まれず独立であることが分かるように注意書きをしましたという御説明でした。

本部会の2回目、3回目とこの定義についての議論が始まり、私も含め複数の委員から、2025年調査の冒頭にでてきて、調査票案の3ページ以降全てに影響を与える、とても大事な事柄だと認識しています。特にこの農作業という概念が今回調査から初めて入るということで、すごく丁寧に扱う必要があると考えます。なぜなら、回答者が冒頭で農作業に含まれる括弧書きの管理労働って何だろうと戸惑うと懸念するからです。

部会では、一つの対処として「及び」や「と」で、農作業と管理労働は、包含関係があるわけではなく、「農作業と管理労働」、「農作業及び管理労働」という形で聞いた方がよいのではないかと議論してきました。私はてっきりそう変更されていると思って資料を拝見して、その様な変更がなされず、農水省さんからの最初の案の括弧書きだけの対処ということだということを気づいたので、コメントをしています。

御説明のように丁寧に聞ければ、回答される方は分かると思うのですがけれども、回答をしようと調査票に取り組んだ冒頭から、「農作業（管理労働を含む。）」という言葉に戸惑うと思うんです。今回調査から農作業という概念を新たに導入し、より具体的に農業の中の作業に従事している方を調べたいのであれば、私たちが提案した「及び」のように、括弧ではない表記の方がよいと思います。加えて、注意書きで、「農業生産関連事業は含まれない」と、ここまで定義を整理すれば、すごく丁寧になり回答の精度が上がるのではと思います。

この言葉が以降の労働力の調査項目にもずっと関わりますし、林業にも同じように関わるので、そもそも新しい定義や概念を導入したということ、冒頭で分かるようにしておいた方がいいのではないかと思います。農業というものと農業生産関連事業というのがまず独立であり、農業の中の農作業と管理労働について分けて聞くとときもあれば、一緒に聞くとときもあるということが回答する方に分かるようにしていただけるといいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

ほかには御意見おありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

今の御意見、私も伺いながら感じたのですが、農林水産省からお答えいただく前に私なりの感想を1つ申し上げれば、まず、農作業という言葉にどこまでが含まれるかという概念の問題と、それからそれが伝わりやすいかという、多分2つの問題に分かれると思うのですが、概念の整理は恐らくこれできっちりできているということだと思うので、それが伝わりやすくするために、この設問の質問文の中だけで十分かというような趣旨なのかなと、今、小西臨時委員の御意見を承りました。

そうだとすれば、例えば調査の説明とか、何らかの記入の手引とか、調査票のスペースも限られているので、そういう情報をうまく回答者に誤解のないように伝えるということがポイントなのかなと思いましたが、今の小西臨時委員の御意見に加えまして、私も伝えやすくするための工夫を何かもう一段した方がいいのではないかというような意味で、農林水産省から何かお考えがありましたら聞かせていただけたらと思います。お願いします。

**○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** ありがとうございます。我々が考えたのは、個人経営体が大宗を占めますけれども、個人経営体では指揮監督しながら、自分も作業に加わったりする場合がかなり多くて、農作業と管理労働を分離することが難しいケースが多いと認識しております。あえてこのような表現にさせていただいております。記入の仕方とかにも分かりやすく書きたいと思いますが、実際に調査員の方を指導する際の説明会がございますので、そういう場でそこを注意して説明するようにしたいと思います。

以上です。

**○川崎部会長** いかがでしょうか。恐らく現実の問題として、どこまで長々と説明するかというようなことでもあろうかと思っておりますので、概念をしっかりとさせた上で、今度は伝える努力をどうやっていくかということになってくるので、資料の作り方の問題、あるいは現場の関係者の方々の理解の共通性を高める努力とか、そういうことによって実現するのかなと思っておりますけれども、いかがですか、小西臨時委員。

**○小西臨時委員** これを「及び」にしては駄目な理由は何ですか、括弧ではなくて。括弧の2文字分で「及び」と書ける気がします。もちろん個人で作業と管理を両方している方は、「農作業及び」とすれば、両方しているから答えようと思えると思うのですけれど。

**○川崎部会長** 農林水産省からお願いします。

**○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 圧倒的に農作業の方が多いため、このようにさせていただいております。

**○川崎部会長** 川崎ですが、私は今、「及び」だと逆に誤解が生まれるような懸念を持ちました。つまり、農作業と管理労働と言っても農業から離れた管理労働、つまり、農業生産関連事業などの管理労働までも含まれたり、かえって分離すると別の誤解が生まれるかなという気もします。

**○小西臨時委員** そうですか。でも後ろにきちんと「農業生産関連事業のみに従事した人は含めません」と注記しています。今、御説明でも「農作業と管理労働」と言われました。だから「と」という並列の関係だと思えます。もちろん、回答者の理解にもよるのですけ

れど、農作業と調査の冒頭から新たな言葉が出てくると、狭義の定義を最初にイメージしてしまうと思います。今後、回答者、関係者、統計委員会で説明していただくときも、どうして農業を農作業にしたかというのは丁寧に説明していただいた方がいいかなと思います。括弧にすれば問題が解決するというのは、私はすぐにはそうかと思えないので、すみません、少し頭を整理しますけれど。

○川崎部会長　ひとまず御意見は承りました。

今度は宇南山臨時委員がお手を挙げておられますので、どうぞ。

○宇南山臨時委員　ありがとうございます。今の点なのですけれど、恐らく農業生産関連事業も一緒にやっていて、管理労働は本職の農業と農業生産関連事業の両方の管理をしているというケースが大部分だったら、小西臨時委員の案で問題ないと思うのですけれども、農業生産関連事業の管理労働だけをやっているという人が管理労働をしている人の中の大部分を占めていると、部会長のおっしゃるとおり難しい、誤解が生まれやすいということだと思うので、管理労働が実際のところ、農業関連で管理労働している人というのがどれぐらいいて、農業生産関連事業の管理労働をしている人がどれぐらいいるのかというバランス次第だと思いましたが、いかがでしょうか。

○小西臨時委員　バランスもですが、調査票内の文章だけで、宇南山臨時委員がおっしゃったようなことが区別できるのかなというの、よくわかりません。

○川崎部会長　川崎です。少しよろしいですか、割り込むようで恐縮ですが、この問題は、結局最後は、私は割り切り的问题だろうと思っているのです。つまり、どこまでいってもボーダーラインで紛らわしいところが出てしまうというのは、人間の言葉の曖昧さといえますか、言葉のイメージの取り方によって差が出得るものなのだと思うのですが、それをいかにして誤解が起きないような表現をして、また、それを調査票の設問の上を書く、あるいは調査票以外の説明資料の中にどう書いていくかという総合的な対策でいくことになるのだろうと思うのです。

ですので、これだけ委員の方々がここは少し紛らわしいのではないかという御意見を出されましたので、それを踏まえて、この調査票そのものについては、私はひとまず、決定打というものは無いと思うので、これで進めていただいて、その上で、なお誤解が起きにくいように農林水産省で調査系統の中での説明をきっちりしていただくとか、あるいは調査の附属資料などでやっていただくとかということやらざるを得ないのではないかと。

正直言いまして、このまま農作業をどうするかとやっていきますと、これだけで審議の時間がほとんどなくなると思います。これを続けていると、私は本当に重要な部分が審議できなくなることを気にしますし、それからこの部分はそれでもかなりの部分、取れるのではないかというふうにも思いますので、最後は、農林水産省のこの後の対応ぶりを信頼して、調査実施者として責任持ってやっていただけたらいいのではないかなと思うのですが、今、事務局、内山審査官から手が挙がりましたので、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　内山でございます。部会長から御発言いただいているところなのですが、少しだけお話をします。

審査過程でもそうだったのですが、私どもとしても、言葉の概念としてどう理解すれば

いいのかなと思っていました。この調査、農林業センサスということで農業全般を対象にします。そのときに農業分野としての広い意味、広義の「農業」の中に、本来の農業としての狭い意味の「農業」と「農業生産関連事業」があると。だから、同じ調査票の中で広い意味の農業と、狭い意味の農業が混在すると分かりにくい。だから、あえて狭義の農業を「農作業」という表現に変えられたのではないかなと私は理解しているところです。そして、狭い意味での農業の中に管理労働も含まれていたということなら、それを引き継ぐ農作業の中にも含まれるというのも調査実施上の整理なのかなと。ただ、委員から御指摘があるとおり、報告者がこれを正しく理解できるかというのは別の問題だと思います。

一方で、調査票のスペースというのが限られています。私のイメージで申し上げますと、調査をするときに調査の協力依頼、こういう調査をやりますのでお願いしますという1枚紙というか、そういう依頼状を書きますので、そういった中で最重要な用語の定義については書き込むであるとか、そういった形で調査票と一体のもの、何かしらの書類の中で、農業、農作業、農業関連事業、管理労働といったことについて説明をされれば、調査票を記入されるときに混乱というのを最小限にできるのではないかな。そういうふうに思いますので、調査票はこのままにしつつ、スペースの問題もあるので、調査票とセットで報告者に目に止まる資料の中で定義の説明をしっかりとされるということではないかな、このように考えました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。私の思っていることをうまく補足して、別の言い方で説明していただいたと思いました。

というようなことなのですが、いかがでしょうか。ここの部分、結局、我々部会として審議するのは、言わば調査票をどういう形で作っていくか、設問をどういう形で作っていくかということなのですが、その背後の部分までは、むしろ農林水産省としては調査実施者として、やはり正確な統計を作る責任を持ってされるわけですので、そこは調査実施者の対応をある程度信頼して、意見を申し述べて対応していただくということになるのではないかなと思っております。ということですが、萩野室長、お願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 調査実施については、部会長おっしゃるとおりだと思いますが、多分、小西臨時委員の根本的な疑問は、農作業と管理労働とは対峙する2つの概念なのだけけれど、「農作業（管理労働を含む）」というのを概念として理解できないということなのではないかなと思うのです。

○川崎部会長 おっしゃることは分かりますが、結局、言葉をどう使うかというのは……。

○萩野総務省統計委員会担当室長 言葉というよりも、日本語として、概念として意味不明だと言っているのではないのでしょうか。

○川崎部会長 どうでしょう。日本語として本当におかしいですかね。そこは調査の中でこのように定義しますと言ったら、どうしても納得がいかないことになりませんかね。

○小西臨時委員 私ですか。

○川崎部会長 いえ、全体に投げかけている格好ですが、むしろ農林水産省にお尋ねしてみたいと思いますが、農作業という言葉の中に管理労働という概念が含まれるということ自体が、そもそも日本語としておかしいというのが、今萩野室長から出たのですが、その

ようにお考えですか、どう思われますか。これはほとんど言葉の感覚の問題なので、私はあまりその議論をし出すと……。

○萩野総務省統計委員会担当室長 感覚の問題ではないです。

○川崎部会長 少し待ってください。大変申し訳ありません。萩野室長、今どういうお立場で発言されていますか。今、突然この議論に今回初めて入られましたよね。

○萩野総務省統計委員会担当室長 それいけないのですか。

○川崎部会長 いえ、いいですけど。それでしたら、この後の審議のスケジュールをどうお考えですか。

○萩野総務省統計委員会担当室長 それを言ったら、そういうことにこだわって委員が意見を出しているわけですから、その委員の意見はどうなるのですか。

○川崎部会長 少し待ってください。今度はもう1回、順番に聞きましょう。まずは農林水産省から、これまでの議論をお聞きになって整理をお願いします。お考えなどを聞かせていただけたらと思います。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 日本語としてどうかと言われると少し答えに窮するのですが、農林業経営体調査に回答をいただく方は、こういう記述でもしっかり回答いただけるという認識でおります。これまでも「農業（管理労働を含みます）」ということで、以前の調査票でも書いてもらっていたのですが、今回は農業と農業生産関連事業が別々の場所で聞くということなので、あえて農作業で管理労働を含んで書いてくださいと書いても、大抵の調査客体は御記入いただけると考えております。

○川崎部会長 というのが、農林水産省の経験上のお話ということだと理解しました。ですので、それを踏まえてどうでしょう。小西臨時委員、いかがですか、今までの議論をお聞きになって。

○小西臨時委員 ありがとうございます。従来調査の様に、農業で括弧管理労働を含むだと、皆様答えると思うのです。それに対して、今回、農業に含まれている農作業と管理労働について、管理労働を農作業の中を含むという包含関係が出てきていたのを、私はずっと気にして発言をさせていただいていました。萩野室長がおっしゃるように、農作業と管理労働の関係性ですね、包含関係はなく並列なので。あと宇南山臨時委員と川崎部会長から、農業生産関連事業にも管理労働があるけれど、それとのバランスというか、それに従事している方がそちらに紛れ込むのではないかという懸念もあります。

もちろん、私も後ろの議論が大事なのは重々承知しています。しかし、この業種の定義は調査の看板というか調査そのものののだと思います。調査冒頭の業種の定義が、冒頭から最後まで回答者の頭を決めてしまう、影響を与えてしまうものなので、コメントさせていただいたままで。ですので、何回も言いましたけれど、「及び」になっていないところを見ると、これで行かれるのだろうとは理解しますけれども、第一には報告者、調査員の皆さんに、農作業の中を含むという形にしたことがしっかり概念として伝わる工夫はしていただきたいと思います。それが正しい情報を取るために必要なプロセスだと思っています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

農林水産省から何かありましたらお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 小西臨時委員ありがとうございます。調査の客体までしっかり伝わるように会議等できちんと調査員等に説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小西臨時委員 よろしくお願いたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

樞委員からお手が挙がったように見えてましたが、よろしいでしょうか。お願いたします。

○樞委員 すみません、今、農林水産省がお答えになったので、そういうことだと思っておりますけれども、私も確かに農作業というのは、直感的には管理労働を含むというのは違和感があるので、小西臨時委員がおっしゃるように、そのとおりだと思っております。ですけれども、部会長がおっしゃるように、ここは農林水産省が責任を持って調査を実施する際に、例えば次の観光農園の取扱いの図みたいなのを調査員に示して、あるいは調査に参加される方にそういう説明を尽くすということで、統計委員会からは、ここが非常に分かりにくいので、そういうことをしっかりやってほしいということを答申に書くということではないかと考えております。

○川崎部会長 御意見ありがとうございます。大変、かなりまとめていただいたような形になっておりますが、そうすると、改めて私から申し上げますが、調査票の設問の文言は、この案に示されたような修正をしていただいた上で、かつ、これが実はこの調査全体に共通する重要な概念であるということに鑑み、農林水産省において、できるだけこれがきちんと調査対象者に伝わって正しく回答が頂けるように、そういう努力をいろいろな形で、調査の附属資料なり、あるいは調査系統を通じてなりで努力していただくということをお願いしたいということで、そういったことを結論として取りまとめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員の皆様、よろしいですか。

特に御異論がないようですので、これについては、本当に一つの言葉ではありますが、言葉の選び方がいかに難しいかというのが、これでよく象徴的に分かるところでもあるかと思っております。でもそれがきちんと調査対象者に伝わるようにという委員の皆様の熱意がありますので、是非そこはまた農林水産省でも受け止めていただいて、よろしくお願したいと思っております。

それでは、次の事項に進ませていただきます。次のページ、画面の表示をお願いできたらと思っておりますが、資料2の2ページ目ですが、「観光農園等における農作業の扱い」ということです。これにつきましては、農業の収穫の部分のところ、この辺りのところをこういう扱いをしていくということで、下の図の方にありますけれども、範囲を明確にした上で把握していく。これまでのとおりでいきますということですが、このような農林水産省の御説明ということですが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。御意見がありましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

どうぞ、江川専門委員、お願いします。

○江川専門委員 収穫と収穫体験が書かれている図なのですがけれども、この図について質問します。ここで受付と案内と収穫体験で雇用している場合、農業生産関連事業に1とカウントして、収穫の方は農作業なので農作業で1とカウントする。このようなかたちでよろしいのでしょうか。

○川崎部会長 お願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 この下の図の収穫体験というのは、消費者が行う作業をイメージして書いておりますので、この収穫は、生産者は入らないです。

○川崎部会長 この絵が少し紛らわしいですかね。これって何か上側の自営農業の方に入りますと見えそうな書き方ですが、これは確かに緑色が入っているから、ずっと消費者の行動、違いますかね。ここはその意味をもう少しうまく説明していただくといいのかもしれないですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 受付と案内までが生産関連事業のみ従事したということになると思います。

○江川専門委員 そうすると、この収穫体験というのは消費者の行動であるということでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうでございます。

○江川専門委員 この収穫体験をサポートするというのは農作業に入るということですか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 取り方を教えるというふうなイメージでしょうかね。

○江川専門委員 そうです。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 それだけをされるのであれば、農業生産関連事業の方のみの従事だと思えます。

○江川専門委員 とすると、受付と案内と収穫体験のサポートをするという形で雇用していたら、それは生産関連事業にだけカウントされるという理解でよろしいですか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そのとおりでございます。

○江川専門委員 分かりました。

以上です。

○川崎部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかには御意見、御質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、原案どおりで進めていただくということで御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、3ページ目、4ページ目は飛んで、5ページ目ですかね。項目名で言えば、3の「農業生産関連事業の従事日数の把握」ということです。これにつきましてはいかがでしょうか。特に御意見ありませんでしょうか。

これについては、もっと丁寧に把握してほしいという要望はあれども、やはり限度もあ

ると、報告者負担の限度もあるということで、このような格好にするということかと思えます。

それでは、これについては御了解を頂いたものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。次は6ページ目、4の「データ活用」というところです。これについては、把握する情報を下線で強調して、画面の下の方になりますが、少し強調していきたいということで、説明自体は大きく変わるものではありませんけれども、より強調していこうということで趣旨を伝えていこうという努力をされるということのようです。これについては御意見、あるいは御質問などありますでしょうか。何かありましたらお願いします。よろしいですか。

そうは言いながらも、やや分かりにくさが残るところはあろうかと思いますが、これまでの質問を踏まえて、できるだけアンダーラインなどで強調していくというのがお考えなのかと思いました。

ということで、私自身もまだ、これである程度納得はしながらも、ややまだ分かりにくさが残っているという気持ちも正直言っております。部会長としてまとめる立場ではなく、一委員の意見として申し上げますが、要は、何が分かりにくいかというと、この回答欄からすると、どういう種類のデータを使っていますかという質問をしているように見えるのですが、実際は使い方を聞いているというのが一番大きな趣旨だったということですが、どうもそれがこの設問を見ると読み切れなくて、データの種類の方にばかり目がいつてしまうというところがあるのかなと思います。

そこで、できるだけ設問文の中で後段のところ、上の3の2行目のところに「どのようにデータを活用していますか」、これが実はポイントだと思うのですが、どのようにデータを活用しているか、どのような形でデータを活用しているかなど、もう少しここを分かりやすくなるような工夫をしていただけたらいいかなと思います。ただ、具体的にこういうふうという代案を示すというところまで私は至りませんので、そこは農林水産省で更に工夫していただけたらと思いますけれども、ここはやはり分かりにくさが残るのかなと思いますので、是非よく考えていただけたらと思います。

私からは補足的なコメントは以上ですが、ほかに御意見、御質問などありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、清水臨時委員、お願いします。

**○清水臨時委員** ありがとうございます。ここはきっと大きな試みかと思っております、今、私の研究室もセンサーなどを使って農業者の方々といろいろな実験を始めているのですが、先駆的な取組をされている方は、このようなことで回答ができますし、全くこういうことに関心がない方は、もともと回答ができないと考えていけば、少し曖昧なように映りますが、やっぺいらっしゃる方はきちんと回答ができるかなという感想を持ちました。そういう意味で、何かすごく大きな問題があるかということ、こういうことに取り組んでいる方からすると、回答は十分できる設問かなと思って聞いておりました。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましては、ほかに特に御意見がないようでしたら、これも御了承いただいたものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは続きまして、次に8ページ目に進みます。これにつきましては、「販売金額」ということですが、これについては注釈に追記をしていただくというような対応となっております。

このような対応でいかがでしょうか。御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見等もないようですので、これについては了承いただいたものとさせていただきます。

最後になりますが、9ページ目、6の「輸出金額」ということになりますが、これにつきましても若干の修正を加えていく方向で対応していただくということですが、これにつきまして、何か御意見、御質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見などないようですので、これで御了承いただいたものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、これで一応大きな事項を除いた、比較的質疑応答の少ないような事項を中心に先に進めさせていただきましたので、今度は第1部の後半の方に進ませていただきたいと思います。その中身としましては、「農作業に従事しない世帯員」と「世帯主との続柄」ということになります。これにつきましては、資料2の3ページ目のところからということになります。これにつきましても農林水産省から御説明をお願いしたいと思います。その前に、内山審査官からコメントがあります。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。ここから御議論いただく従事しない方の情報把握、それから続柄についてなのですが、資料が多岐にわたっております。資料2が当初の農林水産省の回答、それを皆様にお示しした結果として、資料3-1、3-2という形で個別に御意見を頂戴しておりました。それを受けて、最終的に農林水産省としてどうするのかというのが資料4ということになってございます。

ですので、それを踏まえて、農林水産省としては、基本的に資料4が最終結果と思いますので、それをベースに説明していただいた上で、資料3-1、3-2として個別に意見を頂戴しておりますので、そういったところにも補足説明をしつつ御回答いただくという、そのような感じでよろしいでしょうか。

○川崎部会長 失礼しました。今の内山審査官からの説明のような資料の使い方をお願いしたいと思います。そういう意味では、メインは資料4になろうかと思いますが、農林水産省からよろしく願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明させていただきます。前回、回答した後に御質問も頂いておりますので、少し補足しながら説明させて

いただきたいと思います。

それでは、農作業に従事していない世帯員の把握及び続柄の把握についてお答えいたします。まず、この項目に限らず、これまでも調査項目の削減につきましては、行政利用はもとより、研究分野での利用ニーズはあるものの、限られた期間に限られた予算と人員で調査を終えるためには、優先順位をつけて、真に必要な調査項目に絞り込むとの考えで調査の設計をしてきたところでございます。

このため、農作業に従事しない世帯員及び続柄の項目につきましても必要性の度合いを考慮しつつ、先日の部会での各委員の皆様からの御指摘を踏まえ検討した結果、農作業に従事した世帯員の続柄については、把握を継続することといたしました。他方、農作業に従事していない世帯員の把握については、当初案どおり取りやめることといたします。

まず、続柄の把握について補足いたしますと、農業経営においても核家族化は進展しておりまして、2005年センサスでは1世代で経営していた個人経営体が全体の62%ございましたが、直近の2020年では72%に増加しております。また、経営に携わっていても別居しているケースもあると聞いており、時代の変化に伴いまして、農業経営上の続柄の持つ意味合いは変化しており、取りやめる方向で検討してきたところですが、現に農作業に従事している世帯員に係る調査事項でもありますので、部会審議を踏まえまして、引き続き把握することにしたものであります。

これによりまして、家族経営構成別の経営体数の統計については、これまでと連続したデータの提供が可能となります。ただし、次回以降把握するかしないかについては、改めて農業労働力における続柄データの必要性を検証するとともに、調査を実施していただく都道府県・市町村・調査員の方々の審査事務負担も勘案して検討したいと考えております。

一方、農作業に従事していない世帯員の把握につきましては、農林業センサスは農林業に関する調査であり、調査対象である農林業経営体の農林業経営に関する事項を把握する調査であること、世帯員を年齢別に振り分ける労力と農作業に従事しない世帯員について詳細に把握する労力を比較衡量すると、世帯員の4分の1を占める農作業に従事していない世帯員約74万人を把握することについては、調査対象者だけではなく、調査を実施していただく都道府県・市町村・調査員の方々にとっても負担が大きいと考えます。

委員からは年齢階級別に把握するよりも世帯員ごとに把握した方が労力はかからないのではという調査対象者の記入負担への配慮に重点を置いた追加の御意見を頂きましたが、一般的な話となりますが、世帯員数を誤って回答する人はほとんどいないと考えられます。一経営体当たりの世帯員が平均3.1人ということを考えると、それを年齢階級別に振り分けることは、それほど負担が大きいとは考えられません。

また、記入のしやすさと正確性の確保を考慮し、各階級に含まれる生年月の範囲を下に記載しているところでございます。御意見のように世帯員全員の生年月を記入して集計する方がエラーは少なくなるかと思いますが、内部労働の項目では、性別・生年月に加え、農業従事日数、ふだんの生活の状態、農業経営負担、農業経営との関わりについても記入が必要となる点で記入者の負担と審査事務の負担が懸念されます。

また、これまで調査を実施してきた経験から申し上げますと、プライバシー意識の高い

性別や生年月を個人ごとに記入していただくよりも、年齢階級別に記入していただく方が記入者の心理的な負担も少ないと考えております。

また、過去の試行調査において、補正が世帯員全体の把握や続柄の記入に関する部分について、どのくらいあったかという質問も頂いております。続柄については継続することといたしました。参考までに触れますと、試行調査の詳細なデータを確認しましたが、続柄の項目の補正率は1割を上回っております。2020年センサスの結果で見ますと、15歳以上の世帯員320万人の審査を行った場合、少なくとも32万人について照会・補正に係る負担が生じることになり、これはかなりの負担だと認識しております。審査する世帯員が減れば、照会・補正に係る負担も軽減されることになると考えます。このような背景の下、農作業に従事していない世帯員の詳細把握を取りやめることと判断いたしました。

なお、近年、個人経営体におきましては、集落営農への参加や雇用の導入によりまして、家族外からの労働力を受けるケースが多くなるなど、労働力の供給源が多様化しているという実態がございますので、これらに対応するため、後継者や雇用労働力に関する設問を拡充しております。

最後に、このたびの判断に至りましては、調査項目の必要性とそれを把握するための労力面の両方の実態を認識しているのは、調査実施者である我々であります。都道府県・市区町村・調査員の方々の苦労の声を受け止めた上で、実態をこのような部会の場にお伝えするのも調査実施者としての責務だと考えております。どこにいても、どんな形でもデータを入手できる便利な世の中になってはいますが、調査現場では人が人から教えてもらわないと調査が成り立たないということについては、これからも変わらないと思います。農林業センサスという大規模な調査を、持続可能性を考えた上でこういう判断に至ったということをお理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から追加の説明があると聞いております。それでは、お願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 席上配布資料として、2005年の部会議事録と前回の議事録を配布しております。農林水産省の前回の回答に対します小松専門委員からの追加意見において、2005年の部会議事録について御質問がありましたので、事務局から回答いたします。

2005年の部会議事録についてですが、このときは、本センサスにおいて経営体概念を導入するという大きな変更が行われ、審議の過程で、当時の部会長から、「基本的に世帯から経営体に流れるといったときに、世帯について同様の情報を取り続けるとすると、いつまで続けるのかということになりかねない。必要な部分はいいとして、世帯については調査事項が少なくなってきたと考えていいのか」という意見がありました。

これに対して、農林水産省からは、世帯員に関する調査事項について一部削除を計画しているという説明がなされましたが、その後、他の出席者を含め、追加の発言はなく、答申でも特に取り上げられなかった模様です。

また、前回の部会で、国勢調査とのリンケージについて質問があった際に、小松専門委員から、通信状態が悪く、農林水産省の回答と部会長の御発言が聞き取れなかったということから、議事録の速報版として該当部分を配布しております。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ここが一番、これまで議論も繰り返し行われたところですけども、御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。

かなりリソースの制約がある中で、調査の現場のことも考えながら、農作業に従事している者については、続柄は捉えるけれど、それ以外については元の案のような形での年齢階級別の人数の把握というような形でいくという御説明があったかと思います。これにつきまして、御質問、御意見などありましたらお願いしたいと思います。

宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。続柄について調査していただけるということで、対応いただいてありがとうございます。世帯の調査、農作業に従事していない世帯員の把握についても、御説明のとおりで了解しましたというのが基本的なところでありますが、幾つか指摘したいと思います。

先ほど過去の議事録の御説明もありましたが、経営体としての調査に重点を置いていくから、世帯の調査項目は減らすという立場を取るとするのは、もちろん所管の農林水産省の考え方もあろうかと思いますが、そこは尊重したいと思います。ただ、もしもそういうことであれば、きちんとそういう方針であるというのを前面に出して議論していただければよかったと思うのですが、調査負担の軽減が原因であるというような説明がまずありまして、そこから、いや、こちらの方が調査負担が小さいのではないかとこのを指摘しまして、それは必ずしも思いつきというものでもないですし、簡単に取れると思っているわけではないわけですが、他の調査等の経験もあった上でのコメントとして出したわけですが、それに対して、当初の資料2にあります再整理事項への回答の中では、例えば経営体の概要についての補正が7割あると、だから非常に調査が難しい項目なんだというようなことが回答としてあって、本日、世帯員について1割ぐらいの補正があると、それが30万人ぐらいだということを伺いまして、それなりに補正が大変であって仕方がないかという理解はしたのですけれども、もしも調査負担が非常に大きいことが削減の原因であるとするならば、その根拠についてきちんと説明をするべきでありまして、まさしく現場のことは農林水産省が一番分かっているわけですから、それを過大に出したようなデータで御説明するというのは非常に我々の議論の妨げになりかねないところでもありますので、当初から調査負担が小さくなるということについて十分な御説明をいただけた方がよかったのではないかなと思います。

ただ、全体として方針としては、続柄は調査していただけるということで、最低限、研究上の問題は何とか影響は抑制できたのではないかと思いますし、これで調査負担が小さくなるのであれば、農作業に従事していない世帯の把握について取りやめるということについてはやむを得ないかなと考えております。

私からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今、この結論としては受け入れるけれども、もう少し当初の説明などでも丁寧に説明して、誤解のないように説明していただければよかったというような御意見かと思えます。これは大変大事なことであろうかと思えますので、是非、よろしく願います。

小松専門委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今、説明いただいた続柄は調査するけれども、農業従事のない世帯員の調査は中止するという、5歳刻みの人数把握と従事者については生年月日を含めて聞くという、そういう設計だというのを前提として、書面で質問した中で、(1)の一番最初のところで、5歳刻みの世帯員の人数を聞くのと、従事している人の一覧を聞いたときに、相互矛盾があるかないか精査するかどうか聞いていまして、今出しているこれについてはコメントがなかったので、是非、農林水産省に追加で御発言いただきたいのです。5歳刻みで年齢を聞いて、生年月ごとに労働力の人数を聞いて、場合によっては労働力の人数が世帯員より多くなってしまうと、それはおかしいわけですね。今回そういう相互矛盾があるかないかはチェックできる設問設計になっているのですけれども、やるとなると結構大変だなという印象がありまして、やらないでそのままやるのか、相互矛盾をチェックするのか、基本方針を教えてくださいたいと思います。労力に関わってです。どちらが正確にデータを取れるかとか。

○川崎部会長 それでは、農林水産省からお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 結論から申しますと、チェックは行います。まずは、調査員がチェックをする段階で、このようにチェックしてくださいということも示しますし、その次に市区町村がチェックし、都道府県がチェックし、最終的にはデータ化した後にコンピューターを使ってチェックいたしますので、紛れはないと思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。多分、そのための労力が大きいのではないかとというのが御質問の趣旨だったかと思いますが、その点はそれほど大きくないという御判断なんですか、農林水産省としては。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。それほど大きくないと思います。

○小松専門委員 精査していただけるのであれば、労働力の方が必ず世帯の人数に含まれる人数で相互矛盾がないのは、正確性としてはいいと思うのですけれども、その労力がかからないというのは、現場でも見て、入力後のデータチェックは簡単だと思いますけれども、そうすると聞き直すのも大変なので、現場的にも調査員もチェックするし、市区町村もチェックするしということだったのですね。それは結構労力がかかるのではないかと思います。

○川崎部会長 ここはなかなか定量的にも感覚的にしか言いようがない話なのですが、その辺りはどうでしょうか。お願いいたします。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサ

ス統計第1班担当) 東です。よろしくお願いします。

2020年の調査結果でいきますと、現に農作業に従事した世帯員数は、一経営体当たり2.4人、約3人ですので、個人経営体でいきますと、ある意味限定的かと考えています。それぐらいであれば、性別と年齢階層別の世帯員人数のチェックもそれほど大きくないのではないかと考えているところです。

○川崎部会長 つまり、2人以下の世帯がかなり多い中で、3人以上いても、各年齢階級ごとに人数は、農業に従事しない人を含めても1とか2とか、2が出るかどうかというぐらいだろうから、そういう意味でもそんなに大きな矛盾やチェックの難しさはないのではないかというのが見込みだということのようですが、いかがでしょうか。これはとにかく経験と勘といいますか、そういう見通しで判断せざるを得ないのかなという気はするのですが、いかがですか。

小松専門委員、いかがでしょうか。

○小松専門委員 農林水産省としては、従事しない人の個人リストを取ることと、今回の設計に変えたことで、今までなかった追加的な実査負担が出ることと、両方を照らし合わせて、それでも労力的にも精度的にも今の御提案の方が優れているという判断だったと思うのですけれども、それならそう説明していただきたかったですね。追加的に増える労力もあるけれども、それを勘案しても、今の調査設計の方が優れているという御提案だった、というところが曖昧で、そういう方針なのかどうかも分からず、追加的な負担もかかる、そこも大事にして正確なデータを取る気があるという、そういう説明もなかったの、ここから両方を比べたときに、従事していない人のリストを取るのが、それでも追加的労力が大きいということなのですかね。

○川崎部会長 今の取りあえず、もしお答えがあったらお答えいただいた上で、私の方でこの後整理させていただきたいと思いますが、何か農林水産省からありますか。よろしいですか。

いろいろな御意見がありますので、私なりに少し整理させていただきたいと思いますが、主には宇南山臨時委員と小松専門委員、お二方から2つの論点が出ておりますので、それを含めて整理してみたいと思いますが、まず1つは、農業経営体の調査として続柄をどこまで把握するべきかという議論があって、経営体の調査であるから続柄というのはできるだけ軽くしていいというのが、これまでの当初の案だったわけですが、それに対して、委員から家族構成などがきちんと把握できるように、できるだけ続柄を戻してほしいということで、そうするのが適当であろうという御意見を頂いた。それを受けて、農林水産省で農作業に従事する者については続柄を戻すということになったので、それはそれで委員からの意見を入れていただいたものとして、これを私は評価したいと思いますし、また、宇南山臨時委員もそのようにおっしゃっていたように思います。

それと、そのように続柄を減らしていき、家族構成を把握しないでいくということ、経営体の調査であるという方向で、それで今後ともどんどんこれを削っていく方向がいいのかどうかという、これは宇南山臨時委員が特に具体的に提起されたわけではないかもしれませんが、その方向性については、もう少し議論して、今回はいいとしても、今後に向け

て議論していただく必要があるのではないかという気もしております。

これは明快な結論があるわけではないのですが、やはり農林業センサスという全数を調べる大きな調査であるということ、そういう意味でほかの統計の、農林統計のベンチマークになる統計であるという意味でも重要な統計であるという中で、本当に家族構成がなくても今後とも大丈夫なのかということ。また、農林業経営体の統計、つまり、農林業の生産に注目した統計であると言いつつも、やはり生産の背景にある労働供給は家族がやっているところが相変わらずあるわけですので、その部分を今後とも把握しなくていいのかというのは、引き続き検討していただく必要があるだろうと思いますので、今回、全面的に続柄を調べるということにはなっていないわけではあります。今後ともこれを本当に減らしていくのでいいのかというのは、今後の検討課題として引き継いでいただく必要があるのではないかと思います。

それから、今の続柄をどこまで調べるかという話題なのですが、もう一つは記入負担、あるいは事務負担の問題ということかと思えます。これが主に今、小松専門委員がおっしゃっていた点になろうかと思えますが、これにつきましては、年齢階級別に書く方式がいいのか、一覧表がいいのか、また、それは整合性をチェックするために、農業に従事していない人と従事している人の情報の突合とか、そこら辺の手間はどれぐらいかかるのか。そういうところは、実はやってみなければ分からないところがあるのかもしれない。ただ、今の見通しだと、こういうやり方で調査しても問題ないであろうということで考えておられるということのようです。

したがって、こういう調査票の設計、この答えは一つではないと私は思いますが、その中でこのやり方というのは、一つの答えとして進めていこうと農林水産省で判断されているということですので、これで本当に回答負担、あるいは回答の正確性の確保、あるいは事務負担、そういったところがうまくいっているのかどうかというのは、これは今回やってみた上で、また、次回のセンサスの企画の段階で検討していただけたらと思います。

ということで、ざっくり申せば、大きな方向として、世帯の家族構成を今後どう扱っていくのかという論点と、それからこの調査票の設計として回答の負担、あるいは処理の負担、そういったものをどのように考えたらいいのかということ、これを今後の検討の課題として、次回の2030年の農林業センサスの企画の段階で検討していただくということを課題として残しつつ、このような対応を了承してはどうかと思います。これは私なりの整理ですが、そのような整理でいかがでしょうか。

小松専門委員、お願いします。

**○小松専門委員** すみません、少し発言させてください。続柄を労働している人のみで取っていただくということで、今までの議論でも続柄がすごくプライベートに関わるもので、調査、御回答いただく方の心理的負担も大きくてということが強調されていた中で続けていただくということなのですが、分析する立場からいうと、世帯全体での動態、労働、何日ぐらい従事して、その人が子育てに入るけれども、また従事してとかという、そういう動態も取れるパネルデータが作れることをこれまで強調して御説明してまいりまして、労働している人だけを取ると、従事している全員のデータがそろっていることでは、分析結果

として社会に示せる実態把握としての内容が大分変わってくると思います。

すごく労力をかけて取っていただくのだけれども、データとして完結しないというか、不完全なものを提供することになってしまう部分が一面ではあるので、今までどおりの世帯員全員の全数把握プラス続柄でできた分析と、労働している人だけの続柄でできる分析が同等というか、同じ観点の分析は継続できなくなるわけで、これがまた、かける社会的な労力や回答者の負担に対して、どれだけの実社会へのプラスのインパクトを与えられるかのバランスの判断の中で、今回の判断は難しいものだったと委員としては受け止めています。

必要性を理解していただいたことは分かるのですが、全部そろってこそ社会に対して実態把握として重要なものを出せるのでどうしても、それが調査票のページ数も増やさず、正確性も担保できて追加的な労力も含めて考えると、そこまで出せる結果に対して十分見合うだけの正当性があると思って一生懸命主張していたのですが、また、この間の折衷案のようなものだと、こちら論理的にバランスをどう、そこまで主張すべきことなのかとか、論理が全て変わってくるので、そのことだけは発言して、こちらはセットでやっていただくことに論理的にも社会的にも正当性があると思って主張していたということは伝えたいなと思いました。答申など、これから世帯の調査についていろいろとどう扱うかということを考える上でも言うておくべきことだなと思って発言しました。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

私も部会長として、今のコメントについて、更に上乘せして申し上げます。私自身も正直申しまして、世帯員全員の続柄がないことは大変残念だし、本当は困ったことだなとは思いますが、ただ、結局最後はリソースの制約、あるいは現場での対応の制約、そういう中でどこまでいけるかということなのかなと思います。そういう意味で、これが完璧な回答、すごく満足のいく回答だとは必ずしも思いませんけれども、現実的なものとして受け止めて、その上で、また今後に向けて、この結果でどうだったのかということを引き続き検討していただくというような整理をしていく必要があるのかなと思います。というのが今の御意見を受けての私の感想です。ありがとうございます。

宇南山臨時委員からも手が挙がっておりますので、お願いします。

**○宇南山臨時委員** ありがとうございます。私からも似たようなことをコメントさせていただきたいと思いますが、今日の説明もありまして、調査のリソースと中身という点で、世帯調査をやめていく、今後はしないでいくというのは、私は基本的には世帯員とかに関心のある研究者で、それで大丈夫なのだろうか、農業みたいな産業で、まだ依然として大宗が個人経営体であるという状況も踏まえた上で、本当に大丈夫なのだろうかという疑問は持っております。

それに対して、ただ、私は農業の完全な専門家というわけではありませんので、やはりそこでは農業の専門家の御意見というのがどういうものであるかというのは、例えば農林水産省でやっている研究会とかの議論を踏まえて判断するしかないところであります。その上で、経営体としての把握を重視して、家計についての把握は弱めますというのは研究会で議論したのかと言ったときに、特にこれを廃止するといった反論はありませんでした

というような感じで御説明を受けると、全体的な方向性として、農業関連の研究者なり実務家の方々がどのように理解しているのかが分からないというのは非常に不安に感じるものがあります。

また、もしも調査負担の問題で調査実務上の問題だと言うのであれば、例えば2015年の試行調査の結果が御説明にあたりするわけですけれども、そういうところを使う、もしくは2025年調査に向けて試行調査をやるなども含めて、調査負担はこれで本当に減るのかというのも、これも実際にやってみないと分からないところがあって、もちろん完全にどこまで客観的に示せるかという問題はあるのですが、やはりそこでも基礎になる議論を出していただいて、しかも、それを真っ正面に御説明いただかないと、統計委員会全部で農業についての統計の在り方から調査手順全てについて議論することというのはできないわけですので、きちんと基礎的な資料は取って正面を切って説明をしていただいた方がよかったのではないかなと思います。

私からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。宇南山臨時委員と小松専門委員からこの会議の前に出していただいた資料や、自分自身が3回までの議論を聞いていて、研究会と部会の関係が時々よく分からなくなるなど思うことがありました。今、宇南山臨時委員が説明してくださったのですが、研究会での議論を全部把握することは難しかったとしても、異論がなかったから、これでいいですという説明だと、それ以上、議論ができなくなってしまうのです。私たち部会の存在意義もよく分からなくなってきました。部会より1年ぐらい前に研究会があって、そこでの議論を基にして、今回の案を作られると思います。だからこそ私たちより1年早く議論された方の意見が方向性を決めるので大事だと思います。今回の部会での議論で質問した際に、研究会で異論がなかったですというのが何箇所かあって、それをもってこれでいいですというのは、恐らく理由にはならないと思います。私たちが研究会での議論を基礎に、より包括的で効率的な議論ができるように、早い段階で部会でもその議論の過程等を共有頂きたいです。研究会と部会での議論がリンクできるような工夫は、この調査だけではないですが、考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。今のお二方の御意見をお聞きして、私も共感するところが多々ありますが、農林水産省で事前に、この部会よりも前に行われた研究会でいろいろ御意見がこうなったとか、異論がなかったとか、それ自体があるからといって、ここでそのことをもう1回部会で議論していけないわけでは私は全くないと思うので、それはこうやって議論していただいてよかったと振り返って思います。

ただ、部会で、今から時計の針を戻して臨めるのであれば、その段階でこういう論点もきっちり説明していただければ、もう少し議論がスムーズだったかもしれないというのがありますし、また、この部会で出た質問に対して、きちんとかみ合うような議論がも

う少し早くできていればよかったのかもしれませんが、それは部会メンバーと農林水産省の間のコミュニケーションをもっとよくすればよかったという、これは部会長としての反省ですけれども、そういうようなところがあるのかもしれませんが。

ですので、なかなかこういうのは手探りをしながら改善していくしかないところがあるかとも思います。ただ、大事なことは、そうは言っても、今回のように世帯の構成をきっちり把握すべきという見方と、それに対して、現実にはそこまでできない。その間を取って中間の答えになっていますが、その中間の答えでは、実は100点と0点の間の50点かといえば、もしかしたら0点に近いのかもしれないというような懸念も恐らくあるのかもしれないと思うのです。0点ということは、恐らく私はないと思うのですが、なかなか間を取った答えというのが非常に難しいというのが、この問題の悩ましいところではないかとも思います。

ただ、いろいろ御意見を伺いながら考えてみましても、なかなか決着できる均衡の点というのはなくて、むしろ様々な意見、要望を踏まえて、調査実施者として利用のニーズ、また調査の現場の実態、回答者の実態、また、農林水産省自身の利用といったことを考えてバランスを取っていただくしかないのだろうと思います。そのバランスの中にできるだけ部会として、このようなインプットを入れていくというのが大事なところなのだろうと思います。

ということで、今回、提示されました農林水産省から修正案、これにつきましては、こういう方向で進めつつ、かつ、産業統計部会でこれだけいろいろいただいた御意見を整理して今後の課題として述べて、それを答申案に盛り込んでいくという方向で対応していくというふうにしたいと私なりに整理したいと思いますが、もし何かほかに御意見がある方がいらっしゃったらお願いします。

今、内山審査官から手が挙がりました。お願いします。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 内山でございます。今回まで4回、部会に御参加いただいて、活発な御議論をいただいているところ、ありがとうございます。運営に関して御希望に沿えないところがあることにつきましては、この場をお借りしてお詫びしたいと思います。申し訳ございません。

例えば、論点となっている負担の問題ですけれども、世帯全体についてどう把握するか。今回、従事しない人についての把握を全部やめるわけではなくて、調査票の2ページに性別・年齢階級別の表は残ります。だから一定の情報が残ります。それとは別に、これまでのような個人別に回答を求める部分もある。そのことに対して委員から、わざわざ一覧表を分けて設けることに伴う負担を考えたときに、どちらがいいのでしょうかという質問が出た。それに対して、報告負担・事務負担は小さい。何となれば、世帯全体の規模がそれほど大きくないから、との回答がなされた。それをお聞きになった委員の皆様は思うわけです。世帯全体の規模が大きくなって3人とか4人だったら、個人別に書かせたってそんなに負担が変わらないではないかと。このような形で議論がぐるぐる旋回しているというのが、この論点についての部会のやり取りだったと思っています。

そういった中で大きなポイントが2つあって、農林水産省として、世帯全体をこれから

どのように把握していきたいのかというのが1つ。もう一つは、この難しい調査を実施するに当たって、報告負担と事務負担をどのように折り合いをつけられたいのかということが2つ目だと思います。特に、後者に関しては事務負担、それから報告負担に関して、今回の申請案の場合と、従来方法を継続した場合のメリット・デメリットの比較というところが、申し訳ございません、明確に示されなかったというところが、委員の方々の議論を巡回させてしまった一因かと思っています。その点に関しては、事務局としても農林水産省とのやり取りが十分ではなかったかもしれません。重ねて申し訳ございません。

ただ、今の農林水産省の結論としては、続柄に関して、少なくとも農林業に従事する人に関しては戻すという話でした。それが中途半端だという御意見も承知しておりますが、だからと言って、ここで完全に議論を決着付けるのも難しい。ということであれば、従事する方の続柄については戻すというふうにしつつ、今回新規に設ける性別・年齢階級別の2ページの表、その位置付けも含めて、世帯全体をそもそも農林水産省がどうしたいのかということ、事務負担、報告負担も含めてになりますけれども、もう1回時間をかけて考え直すということを課題として付けていただければどうかと思われまます。

委員の方々の御不満というのも十分承知をしております。ただ、農林水産省の中でもできる限りの対応をされた。そして、課題としては明確に残るということで、今回いただいた意見も踏まえて、もう1回きちんと整理をして、5年後に向けて整理をしていただくというのが1つの着地点ではないかと。部会長がおっしゃっていただいていることを私が重ねて申し上げるまでもないのですが、そのようなところかと考えているところでございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。なかなかこれはどこが均衡点かということを見つけるのは大変難しいのですが、いろいろな制約を考えますと、ひとまずここで農林水産省から頂いた修正案を了として、さらに今後、5年後に向けての検討をしていただく。今、その検討のポイントとしては、内山審査官からお話があったように、そもそも農家の世帯をどのように把握していくべきかという論点、それから記入負担、回答負担、あるいは事務負担、それに伴っての調査票の設計をどうするのが本当に望ましいのかという観点。その辺りを今後の課題として見ていただくということで、それをきちんとまた次回に向けて整理していただこうと。それを答申に盛り込んでいきたいというのが、今の私なりのイメージです。小松専門委員、お願いします。

**○小松専門委員** 基本的には皆様のまとめていただいたことに同意して考えています。1つだけ要望がありまして、続柄データの必要性について、また次回、本当にこういうものの利活用があるのかも検証して、また考えるということで、それでいいと思うのですけれども、労働力のみ続柄のデータだったので、分析の範囲が狭まることも今の時点で分かっているので、この議論を続ける上で、部会長がおっしゃっているように世帯自体をどう把握すべきか。あと世帯を把握するときの年齢階級別と一覧との本当のところ、調査負担と正確性を考えてどちらが優れているとか、今回では十分我々が納得できる、根拠のデータもいろいろ変わってきてまして、2015年センサス試行調査のことを今回も説明に上がっていますけれども、なぜそれで年齢階級別の労力と一覧との労力的負担と正確性がこ

の2015年センサスの試行調査の結果から分かるのか。納得できないところがあるので、今回の調査での補正率とか、過去の補正率も分かるのであればそうですし、今回と2015年フルセットで取ってきた、これまでの調査の労力的負担とか、そういうのを全部総合的に考えて、時間をかけて、改めて世帯をどう把握するのが現場的にも、我々利活用側がより農業について詳細に実態を把握して、政策に対するエビデンスを出すという意味でも適切か。総合的にまた判断していただけるように、今回の妥協案のようなものの有効性を次回も議論するというのではなくて、もっと正確に費用対効果的な考え方も含めて冷静にいろいろなデータを出して、両方のバランスを取りながらまた考えていただきたいと思っております。基本的には納得というか、改めてきちんと考えるという方針で締めるというのであれば、言いたいことは言わせていただいたので同意したいと思っております。

**○川崎部会長** ありがとうございます。もちろんのことですが、この議論は全て議事録に残りますので、御発言はきちんと記録に残して、後に引き継げると思っています。

今のお話の中で私が非常に大事だと思ったのは次の点です。続柄データが農作業に従事した人だけに限定されている。それはそれで何も調べないよりは一步前進ではあるのですが、農作業に従事していない人については、調べられていないがゆえにデータの利用価値が下がってしまう。そのためにデータニーズが少なく見えてしまうようなことのないように、だから分析する上では、全世帯員を調べていないがゆえにデータの制約がある。その中でのデータ利用の実態なのだということを前提に置いて、今度の2025年の農林業センサスの結果の利用状況の分析をしないといけないということなのだろうと思います。その意味でも、この次の2030年に向けてのセンサスの検討は幅広い観点から利用、それから調査の実務、報告者のところを、全体を幅広く視野に入れて検討していただきたいと思えます。そのようなことをどこまで詳しく書けるか分かりませんが、答申案の中に盛り込んでいけたらと思えます。これはまた、事務局にも協力してもらって作文の仕方を工夫しながらやっていくということにしたいと思えます。

それでは、いろいろ御意見を頂きました。何かほかに御意見などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、何度かまとめの案を申し上げましたので、繰り返して避けさせていただきますが、そのような条件付きで了承するという事で進めさせていただきます。いろいろ丁寧な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、以上で第1部、前半が終了したと申しますが、前半と言いながらもかなり時間が押しております。後半に進めていきたいと思えます。後半は答申案の確認ということになります。

そこで、答申案の確認ということになりますが、これは資料5ということになります。これは前回の部会までの結論を整理、それを基に作成した答申案ということになりますので、これから審議の手順について申し上げますが、まず、事務局から、この答申案の構成について御説明をいただきます。

その後、事項ごとに皆様から御意見を頂きまして、その際には部会での審議内容を適切に反映できているか、ほかに修正すべき事項があるかといった観点から御意見を頂きたい

と思います。そういったことで順番に進めていきたいと思います。

若干細かな表現ぶりについては、もしかしたら御意見がいろいろ分かれたり、完全に整理し切れない部分が出るかもしれませんが、その場合は、最終的には私の方で引き取って整理させていただくことも出てくるかと思います。その場合は、また部会後に調整させていただきたいので、その上で部会長一任とさせていただけたらと思っております。ただ、十分審議できるようにはしていきたいと思います。

それから、本日御議論いただいた中で、答申案に加える事項が出てまいりましたが、これについては、第1部、前半の方で取りまとめ案を説明したといえますか、もう大体御了解いただいたような内容になっておりますので、これについては、後ほど部会後に文書化したものをお送りして確認をしていただくということにしたいと考えております。そのような手順で進めさせていただきたいと思います。また、何か御意見がありましたら、その都度でもまたおっしゃっていただけたらと思います。

そのような順序で進めさせていただきますが、まず、資料5に基づきまして、答申案の全体構成を事務局から簡単に御説明をお願いします。では、お願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料5の答申案を御覧ください。答申の様式につきましては、「1 本調査計画の変更」、「2 前回答申における「今後の課題」への対応状況」、「3 今後の手続についての整理」、「4 今後の課題」の構成としています。

「1 本調査計画の変更」については、（1）の承認の適否と（2）の理由等の構成としており、（2）の理由等の部分が、一番ボリュームがあるのですが、今回審議していただいた経営体調査、農業集落調査、その他の順で項目を立て、経営体調査については1ページから5ページ、集落調査については5ページから8ページ、その他については8ページから9ページにおいて、それぞれ計画変更の個別内容、審議していただいた内容や結論の方向性を記載しています。

また、今回、経営体調査の調査事項については、変更事項が多岐にわたる上に、修正意見も多数示されております。ですので、答申案本体の後ろ、12ページ以降で別紙を設け、労働力関係事項とそれ以外に分ける形で、変更事項と修正意見を別紙1から別紙4まで掲載しています。

また、経営体調査の本日の審議部分については、その取りまとめに沿いまして、追って文書化いたしますが、その追記に伴って、既存部分についても変更が生じる場合がございます。

次に、9ページ、「2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について」については、各課題の要旨と農林水産省の検討状況・対応状況について、それぞれ簡潔にまとめております。

次に、10ページ、「3 今後の手続についての整理」についてですが、県別項目明確化のための追加申請について取りまとめております。

最後に、11ページ、「4 今後の課題」については、（1）外国人の従事状況の把握、こちらは経営体調査と（2）調査実績の詳細な把握及び的確かつ効率的な情報収集の方法

の検討、こちらは農業集落調査ですけれども、この2点について記載しております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

御覧のとおり、この答申案はかなりのページ数になっておりまして、読むだけでも大変だと思います。そこで事務局への私からのお願いなのですが、全体の構成がなかなか見えにくいものになっているように思います。

そこで、本日の審議を終えまして、統計委員会に報告する際には、この答申案に目次を付けていただいて、大体どういうアウトラインになっているかというのが、一覧性があるようにしていただけたら大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 かしこまりました。

○川崎部会長 よろしく願いします。

それでは、この答申案について、順番に御意見をいただけたらと思います。最初のところを御覧いただきますと、最初のところは「承認の適否」ということになりますが、ここは全体評価ということで、最後に結論として審議していただくということにいたしまして、(2)の理由に進みたいと思います。

最初に、大きな区分として、アの事項があります。これは、「農林業経営体調査票による調査に係る変更」ということになります。まず、調査票様式の再構成ということですが、aで読替え方式の導入の経緯、それからbで前回調査の問題点を記載した上で、下の2行が結論となりますが、記入しやすい調査票とすることで報告負担、事務負担の双方を軽減し、円滑な統計調査の実施を確保しようとするものであることから、「適当」としております。

この部分につきましては、いかがでしょうか。委員の皆様、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御意見等ないようですので、これについては御了承いただいたものとさせていただきます。

次に進ませていただきます。次に、2ページ目の(イ)報告を求める事項の変更についてですが、まずは、労働力に関する事項と、それ以外の事項に分けて記載しております。労働力に関する事項についてですが、変更内容自体は多岐にわたりますが、最も大きな変更は、個人ごとに属性情報を把握する対象者の範囲の縮小ということです。そこで、これまでの経緯と変更内容について図表も入れた上で、aとbの冒頭で説明しております。また、それ以外の労働力関連の調査事項の変更については、部会で特に議論になった部分などを、ローマ数字のiからiiiで記載するほか、詳細については、12ページの別紙1で一覧にして示しております。

その上で、これらの変更に対する評価はcの部分になりますが、ここについては、個人ごとの属性情報の把握、範囲の縮小については、前回調査における反省も踏まえたものとして、「適当」と評価をしております。

また、それ以外の変更については、様々な部分について修正意見を頂いたところであり、別紙1に掲げられた変更事項の半数以上に何らかの意見が付きまして。そのため、全体の

評価としては、通常使いますような「おおむね適当」という言葉で表現するのは難しいだろうと考えております。そこで、「一定の合理性がある」というような表現を用いながら、修正が必要な部分のリストについては、図表2のところで記載した上で、具体的な修正意見については、後ろの方の14ページから16ページのところにあります、別紙2というところでまとめてあります。これは個別に確認させていただきたいところですが、時間の都合もありますので、恐らく事前にある程度は御覧いただいているのではないかと思いますので、それで省略させていただきます。

なお、本日の再整理事項の議論を行いました結果、答申案の追記が必要と考えられる部分につきましては、先ほどの議論の中でも申し上げましたが、そこでの取りまとめに沿って文章化して、本日の部会終了後に確認をしていただこうと考えております。

以上が労働力に関する答申案の部分ですが、このような整理にさせていただいておりますが、いかがでしょうか。もし御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、特に御異論等がありませんでしたので、御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、3ページ目に進ませていただきます。②のところですが、ここでは農林業の労働力以外の調査事項の変更・削除等についてということになります。こちらも変更内容が多岐にわたりますので、詳細については、17ページの別紙3の方にまとめているところですので。

別紙の方は、表示は省略させていただきますが、これらの評価については、同じ3ページのところに記載したとおりですが、この事項の追加については、各種計画の進捗・評価の指標等として必要とされているということ、また、報告者の負担が著しく増加するものとは認められないこと、また、削除については、利活用の状況から調査票全体の優先順位を検討した結果であるということ、また、報告者の負担軽減にも資するという点であるということ、この追加・削除はいずれも「おおむね適当」と記述しております。

ただし、図表3に掲げた2点につきましては修正が必要ということで、詳細な内容は、18ページの別紙4に記載しております。

ここにつきましても、先ほどの労働力関連の事項と同じですが、本日の再整理事項の議論の結果、答申案に追記が必要と考えられる部分については、先ほどの議論の中で申し上げたような取りまとめに沿って文章化しまして、本日の部会終了後に確認をいただくということにさせていただきます。

以上が労働力以外の部分ということになりますが、このような整理をして進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問等ないようですので、これで御了承をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は（ウ）調査方法の変更についてということになります。この変更につきましては、郵送回収を追加するとともに、オンラインで回収する際に農林

水産省の独自システムである eMAFF を用いるというものです。郵送提出の追加につきましては、円滑かつ効率的な調査票の回収を確保するとともに、調査員の負担軽減に資するものであること、それから一方で、郵送提出の増加に伴う市区町村における審査事務の増加については、審査集計システムの提供による負担軽減を予定しているということから、「適当」と判断しています。

また、オンライン調査システムの eMAFF への変更につきましても、農林業センサスのオンライン化を促進しようとする試みであることから、「適当」としております。

このような整理としておりますが、この部分につきまして、いかがでしょうか。御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、これにて御了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、4 ページの (エ) 集計事項の変更に進ませていただきます。まず、a の部分ですが、調査事項の変更に伴う集計事項の見直し、利活用の低い集計の整理等で、「適当」と整理しています。

それから b ですが、こちらは個人経営体の集計区分の一つである主副業別区分について記載しておりますが、現状とこれまでの経緯を書いた上で、以前の農業経営統計調査の諮問審議のときに示した指摘に沿った対応がなされているということで、「適当」としております。

このような記述となっておりますが、これにつきましてはいかがでしょうか。御意見、御質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで御了承いただいたものとさせていただきます。

ここまでが、農林業経営体調査の変更に関する部分ということになります。

続きまして、今画面に表示されておりますが、イの農山村地域調査票（農業集落用）による調査に係る変更です。これは、まとめて御説明しますと、まず、(ア) については、今回の農業集落調査の最も大きな変更であり、その他の変更のきっかけにもなっている報告者の候補者名簿の作成方法と報告者の選定方法の変更についてまとめたものです。

a においては、これまでの経緯を説明し、また b においては、今後の変更概要を記述し、その上で、c の部分で今回の評価について、まとめとしましては、「一定の合理性がある」としております。

ここで、「一定の合理性がある」という言葉について少し申し上げますが、これはこれまでも少し申し上げたかと思いますが、統計委員会の答申で用いる評語は、一般的に「適当である」か「やむを得ない」というものを用いてきておりますが、ここでは「一定の合理性」という言葉で記載しております。

この理由ですが、今回の農業集落調査は、現状の方法が継続できない様々な制約の下で、限られた時間の中で、実現可能な方法を模索して立案されたものということですが、大幅な変更となっており、それが最終的に適切かつ合理的なものであったかどうかは、実際に、この計画により実施した結果を待たなければなりません。また、行政記録情報の活用による調査の更なる合理化・効率化などの検討の可能性もありまして、それについて現時点で

は十分になされているとは言えないように思われます。そのような状況ですので、「適当」と言うには材料が足りないと考えております。

一方で、今回の計画は、調査の継続のために農業集落調査を農林業経営体調査の後続調査として位置付けるなど、今までのやり方に縛られない発想の転換も行われており、そのような前向きな部分がかかなりある中で、それを「やむを得ない」と消極的な評価をするのも当たらないと考えております。このようなことから、これまでのボキャブラリーから少し離れまして、現時点における様々な制約の下、許容できる程度の合理性がある計画であるという意味で、「一定の合理性」と表現することとしてはどうかと考えております。その上で、次回の調査に向けて、調査の実施過程における実績把握が必要であることを指摘しておきたいと考えております。これが（ア）の部分です。

それから次に、（イ）として、図表5に掲げましたような変更について、項目ごとに分けて記載しておりますが、いずれの変更事項にも共通することとして、図表5の直後の文章で、調査の実施過程における実績把握を指摘しております。

それぞれの変更事項については、①、②、③という項目の下に、変更内容と評価を記載していますが、①の調査対象地域、②の調査系統、調査方法については、「一定の合理性がある」という評価としておりまして、③の調査の実施期間、公表時期については、「適当」としております。

農業集落調査につきましては、いろいろ議論がありまして、それを整理した結果がこのような形ということになります。このような整理でいかがでしょうか。もし御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問などもないようですので、これで御了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、また次に進ませていただきます。これまでが農業集落調査についてでしたけれども、8ページの方に入りまして、ウ、その他の変更については2つ記載しています。まず1つは、農山村地域調査票・市区町村用の調査方法の見直しについてということですが、これは、地方農政局等の経路を本省直轄にすることについて、地方農政局の事務負担の軽減ということで、「適当」と記述しております。

次に、各調査票に共通する事項として、印刷物の作成を取りやめるということですが、これについては、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障が生じていないということがありますし、また、印刷物を作成するための大きな事務負担を軽減するものであるということで、「おおむね適当」としております。

ただし、前回の部会で私からもコメントさせていただきましたが、利用者の利便性確保の観点から、言わば「利用ガイド」のような冊子の作成を検討する必要があることを指摘したいと考えております。

このような記述としておりますが、これでいかがでしょうか。御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。いかがですか。

これについて、特段の御質問、御意見などないようですので、御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、先に進ませさせていただきます。

以上が、今回の変更内容に関する部会としての評価ということになりますが、次に、大きな項目の2としまして、前回の答申時の課題への対応状況の項目を設けております。これらについては、個別の説明は割愛させていただきますが、部会では、いずれも農林水産省において適切に対応していることを確認しておりますので、その旨を記載しております。

この部分の記述は、皆様の方で御覧になっていかがでしょうか。よろしいでしょうか。御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に御異論等もありませんでしたので、御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、大きな3番ということですが、今後の手続についての整理ということですが、ここでは、農林業経営体調査において、全国共通の調査事項が確定した後で、都道府県の要望を聞いて設けられる「都道府県設定項目」という調査事項がありまして、これについて、調査計画の上で明確にする必要があるということで追加手続の手順、それから農林水産省から都道府県への指示内容などについて確認をいたしました。その結果として、「適当」と整理しております。

このような記述となっておりますが、この部分につきましては、いかがでしょうか。御意見などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、特に御意見、御質問などないので、御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、今後の課題ということですが、これは今回の審議を通して想定される今後の課題を現時点では2つ挙げております。

まず、(1)では農業に従事する外国人労働者が増加傾向にあり、かつ、外国人労働力への一層の需要増加も見込まれるという指摘がありました。ということで、それを踏まえて、日本人・外国人別の労働力把握の必要性の検討を課題としていきたいと考えております。

それから2番目、(2)ですが、農業集落調査のところで記載している内容と重なる部分もありますが、今回、大幅な計画の見直しをすることから、今回の計画による実施状況について、しっかり記録を残し、次回調査に向けて、よりの確で効率的な情報収集の方法を検討することが重要な課題であると考えておりまして、言わば包括的な検討課題として、これを記載しておきたいと考えております。

現段階では、以上の2点を課題として記載することを予定しておりますが、先ほど第1部の審議の中でもいろいろ議論がありましたが、特に世帯の家族構成、そういう状況の把握について、これは課題が大きく分ければ2つあったかと思えます。これについても記述が必要ではないかと思っておりますが、これはここには記述してありませんので、これは別途、追ってお示しした上で確認していくということになります。それについては、中身を口頭で繰り返すのは省略させていただきます。

ということで、現時点での今後の課題は、このような記述となっております。本日の審議の結果のところを除きまして、このようなことですが、これにつきまして、何か御意見、

御質問などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここの部分につきましては、特に御質問、御意見などありませんでしたので、御了承をいただいたものとさせていただきます。

以上で、本日用意しました答申案につきましては御確認をいただいたということですが、非常にボリュームある答申ということで、ポイントを絞って確認をさせていただきました。これらの内容を踏まえまして、答申案の冒頭に戻っていただきまして、一番頭が結論部分になっておりますので、1の(1)承認の適否についてですが、これは御確認いただいた答申案の内容と本日の審議の内容を踏まえて、全体として変更を承認して差し支えなしと結論づけてはどうか。ただし、一部の点については変更の必要があるという取りまとめしております。答申案はこのようなことで結論を出したいと思いますが、このようなまとめ、(1)につきましてはよろしいでしょうか。御意見、御質問などがありましたらお願いしたいと思います。

ありがとうございました。それでは、特に御意見等がないようですので、ここはこのような記述とさせていただきます。

それでは、この答申案につきましては、最終的に整理をしまして、来週の半ばには皆様に最終的な確認をお願いしたいと思います。特に、先ほど申し上げましたように本日の前半で議論した中身については、まだここには記載されておられませんので、その部分も含めて皆様に御確認をお願いするという予定です。

ただし、8月の統計委員会までには、それほど日程に余裕があるわけではありませぬので、確認をしていただく時間がかなりタイトになることが予想されます。その点、大変申し訳ないのですが、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

今後、確認過程でいろいろ御意見を頂くこともあろうかと思っております。できるだけそれを取り入れるように調整させていただこうと思っておりますが、最後、時間的な制約も出てくるかと思っておりますので、御審議をメールなどでさせていただいた上で、最後は私に御一任いただければと思います。そして、そうやって整理したものを私から統計委員会に報告させていただこうと思っております。そのような進め方をさせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

以上、大変内容的にも中身の濃い、また時間的にもこれまで4回じっくりと審議をしていただきました。また、かなり本質的な議論をいろいろ提示していただきまして、私自身も大変いろいろ勉強にもなったところであります。

ということで、おかげさまで何とか第4回のこの時間で予定していた審議事項の全てを審議することができましたので、部会の審議はここまでとさせていただきます。

繰り返しとなりますが、本日の第1部で確認した事項につきましては、事務局と相談して速やかに文章化して、また、第2部の答申案の審議では、基本的には御了解いただいておりますが、それも併せまして、皆様に後ほど御確認をお願いしたいと思います。それまで少しお時間をいただけたらと思っております。

以上、皆様には大変、6月の第1回から4回にわたって、多様かつ専門的な事項について、精力的かつかなりの幅広い観点から審議をしていただきました。大変ありがとうございました。おかげさまでこのように最終回を迎えることができました。これは皆様の御協力のおかげです。委員、審議協力者の皆様、また、農林水産省の調査実施者の皆様、また、総務省統計委員会担当室等の皆様の御協力にお礼を申し上げます。

最後に、事務局からの連絡をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。最後の事務局の連絡ということでございます。

今も部会長からお話がありましたが、数か月にわたる御審議、本当にありがとうございました。部会長、委員の皆様の御配慮、それから農林水産省の御尽力、事務局として感謝の言葉もございません。本当にありがとうございました。

今、お話がありましており、速やかに最終的な答申案を作成いたします。これから文章を書くのですけれども、皆様をお願いするのは来週半ばを予定しております。具体的なスケジュールは確認の際にお伝えいたしますけれども、8月の統計委員会までタイトなスケジュールが想定されるので、本当に慌ただしくて恐縮でございますが、御協力のほどよろしくをお願いします。

確認をお願いする際ですが、本体部分は今日確認をしていただきましたので、見え消しなり追加した部分分かるような形でお示しをします。本日の第1部のところで追加が必要と言われた部分、それから私ども事務局で答申案を再読して形式的に修正があれば、そこも見えるような形にはしようと考えておりますので、見やすい形でお送りしたいと考えております。

最後に、いつもお願いでございますが、議事録につきましても、追って確認のお願いを差し上げます。こちらにつきましても、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、農林業センサスに関する部会審議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。